参考資料№８

岩手県地域医療対策協議会設置要綱

（設置）

第１　本県における地域医療の充実・確保に向け、医師の養成・確保と県内への定着の促進並びに医師派遣・配置体制等のあり方について検討するため、岩手県地域医療対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第２　協議会は、次の各号に掲げる事項について、協議する。

(1)　地域医療を担う医師の養成・確保と定着の促進に関すること。

(2)　医師派遣・配置に関すること。

(3)　地域医療支援機構運営事業に関すること。

(4)　その他本協議会の目的達成に必要な事項に関すること。

（組織等）

第３　協議会は、医療法（昭和 23 年 7 月 30 日法律第 205 号）第３０条の１２第１項に掲げる者から知事が委嘱する委員をもって構成する。

２　協議会には、会長及び副会長を置く。

３　会長は委員の互選によるものとし、副会長は会長が指名するものとする。

４　協議会の座長は会長が務めるものとし、会長に事故あるときは副会長が、その職務を行う。

（委員の任期）

第４　委員の任期は、２年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員の再任は妨げないものとする。

（招集）

第５　協議会は、必要に応じて、会長が招集する。

２　会長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求めることができる。

（専門組織）

第６　協議会の所掌に係る専門的事項を検討し、関係する事業を実施するため、協議会に、別表に定める専門組織を置く。

２　専門組織の設置及び運営等に関して必要な事項は別に定める。

（事務局）

第７　協議会の庶務は、岩手県保健福祉部医療推進課において処理する。

（雑則）

第８　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関して必要な事項は、協議会が定める。

附　則

この要綱は、平成１６年１２月３日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２０年３月２５日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２３年２月１０日から施行する。

別表

専門組織の名称	所掌事項
岩手県地域医療支援機構	要綱第２第１項第２号及び第３号に定める事項に係る専門的事項
いわてイーハトーヴ臨床研修病院群ワーキンググループ	要綱第２第１項第１号に定める事項に係る専門的事項

岩手県地域医療対策協議会委員名簿

〔H24.9.5 現在〕

所　　属	職　　名	氏　　名	備　　考
岩手医科大学	理事長・学長	小川　　彰	
	医学部長	小林誠一郎	
岩手県医師会	会長	石川　育成	
岩手県国民健康保険団体連合会	専務理事	山瀬　宗光	
岩手県国保診療施設運営連絡協議会	幹事長	鈴木　重男	
岩手県地域医療研究会	会長	佐藤　元美	
岩手県市長会	会長	谷藤　裕明	
岩手県町村会	会長	稲葉　　暉	
済生会岩泉病院	病院長	柴野　良博	
自治医科大学岩手県同窓会	会長	遠藤　秀彦	
カシオペア環境研究会	事務局長	森川　則子	
岩手県	医療局長	遠藤　達雄	
	県立中央病院長	望月　　泉	
	県央保健所長	菅原　　智	
	保健福祉部長	小田島智弥	

（任期：平成 25 年 1 月 31 日まで）　　※－は「第 13 回協議会（H24.2.3 開催）」後の異動部分